

## 実質的改造等を行う原動機における放出量確認手順に関する改正の解説

### 1. はじめに

2026年6月公表の、実質的改造等を行う原動機における放出量確認手順に関する改正について、その内容を解説する。改正の対象は、海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領並びに船舶用原動機放出量確認等規則実施要領である。なお、本改正は、2026年9月1日から適用される。

### 2. 改正の背景

船舶に搭載される原動機からの窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）の放出を規制するMARPOL条約附属書VI第13規則への適合を確認する手順が、NO<sub>x</sub>テクニカルコードに規定されている。本会は船舶用原動機放出量確認等規則において、同コードに基づく放出量確認手順を定めている。

船舶の運航効率の向上や環境性能の改善等を目的として、原動機に対し様々な改造を行う場合がある。また、二酸化炭素の放出抑制を目的とした二元燃料機関への改造や、放出量規制海域を航行する船舶に適用されるNO<sub>x</sub>放出量の3次規制への適合を目的とした改造も想定される。このようなNO<sub>x</sub>放出量を増加させる可能性がある改造（実質的改造）や、搭載時とは異なるNO<sub>x</sub>規制への適合を目的とした改造については、改造後に船上で窒素酸化物放出量許容限度への適合を確認する必要がある。一方、NO<sub>x</sub>テクニカルコードに規定される放出量確認手順は陸上の試験台での計測条件を前提としており、船上で放出量確認を行う場合にも陸上試験と同等の計測条件が求められていた。しかし、実船は波・風・喫水等の影響を受けるため、陸上試験と同等の条件を満たすことが困難であり、改造後原動機の適合確認を船上で実施することは現実的に困難であった。

この状況を鑑み、2025年4月に開催されたIMO第83回海洋環境保護委員会（MEPC 83）にて、既存の船舶用原動機に実質的改造を行う場合、又は搭載時とは異なる窒素酸化物放出量許容限度への適合確認を行う場合の船上における放出量確認手順を規定するべく、NO<sub>x</sub>テクニカルコードの改正がIMO決議MEPC.398(83)として採択された。

このため、IMO決議MEPC.398(83)に基づき、関連規定を改めた。

### 3. 改正の内容

海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領8編2.1.2-1.(4)並びに船舶用原動機放出量確認等規則実施要領2.2.2-1.(4)に、実質的改造を行う原動機、又は搭載時とは異なる窒素酸化物放出量許容限度の適合確認が必要となる原動機に対し、船上における放出量確認手順は、NO<sub>x</sub>テクニカルコード7.2に基づく旨、規定を追加した。